

国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は
令和7年10月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

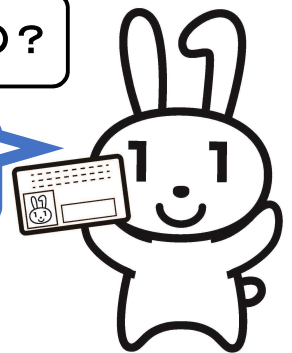
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局等にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

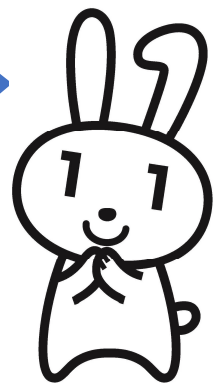
ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず
資格確認書が交付されます。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険
証での受付が困難な方は、加入している医療保険者
に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の
法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



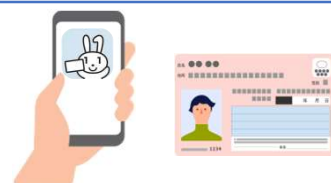
※受診前にマイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限が切れていないかをご確認ください。

受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル（モバイルアプリ）」に
ログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare